北川村の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額　A	実質収支	人　件　費　B	人件費率　B／A	(参考)令和３年度の人件費率
令和４年度	人 1,203	千円 2,624,103	千円 81,522	千円 510,018	% 19.4	% 22.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数　A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
令和４年度	人 45	千円 163,285	千円 23,036	千円 57,250	千円 243,571

(参考)一人当たり給与費　B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,412	千円 5,356

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

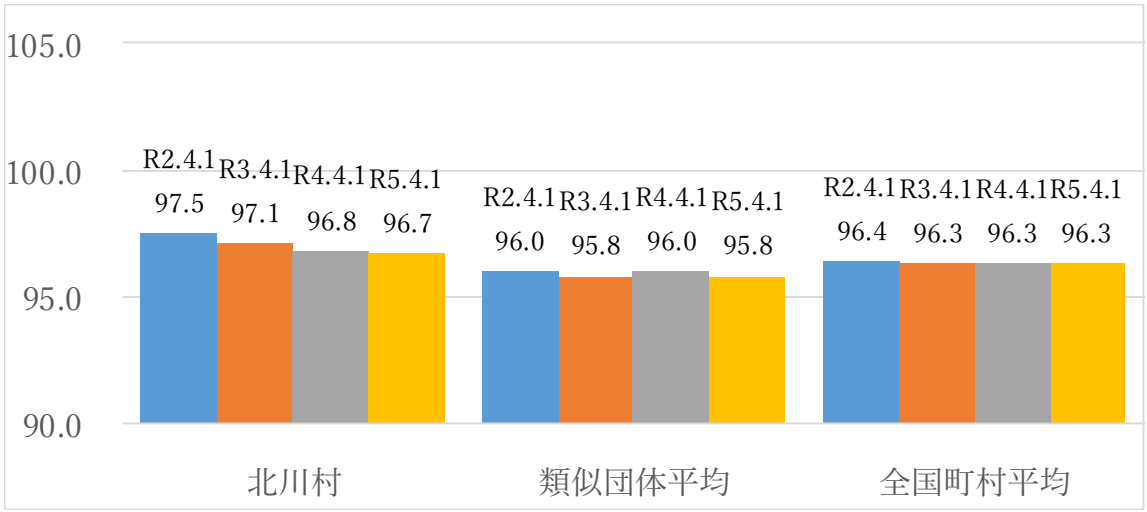

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

［（実施）　未実施］

（給料表の改定実施時期）平成 29 年 4 月 1 日 （内容）　国基準による見直しを実施

(5)特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北川村	41.2 歳	306,662 円	347,576 円	334,227 円
高知県	41.8 歳	308,173 円	373,307 円	328,854 円
国	42.4 歳	322,487 円	―	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		北　川　村	高　知　県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	189,400 円	185,200 円
	高校卒	166,600 円	156,300 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	円	158,200 円	－
	中学卒	円	144,800 円	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事	人 6	% 17.6	円 162,100	円 249,400
２　級	主任主事	人 4	% 11.8	円 208,000	円 305,200
３　級	主幹	人 5	% 14.7	円 240,900	円 351,000
４　級	係長・主監	人 8	% 23.5	円 271,600	円 382,000
５　級	課長補佐・保育所長・副参事	人 2	% 5.9	円 295,400	円 394,000
６　級	課長・議会事務局長・会計管理者・教育次長・参事	人 9	% 26.5	円 323,100	円 411,300

（注）１　北川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

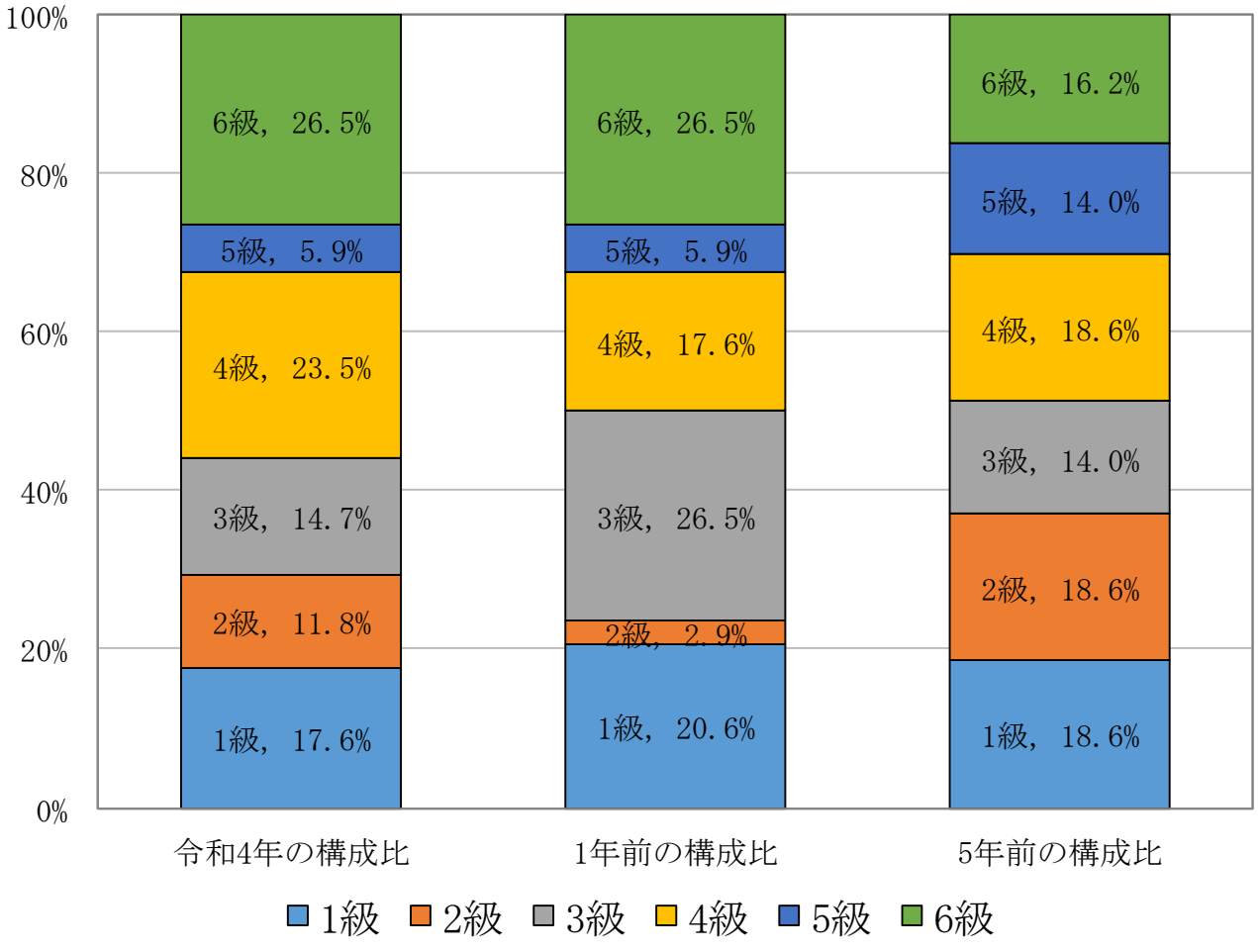

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北　　川　　村	高　　知　　県	国
１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,373　千円	１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,480　千円	－
（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.40 月分　　2.00 月分 (1.35)月分　　(0.95)月分	（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.50 月分　　1.70 月分 (1.35)月分　　(0.85)月分	（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.40 月分　　2.00 月分 (1.35)月分　　(0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～20％ ・管理職加算　10～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

北　　川　　村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度	47.709 月分	47.709　月分	最高限度	47.709 月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（割増率 2～20％）			（割増率2～45％）		

(3) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	７，５５５千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	２２３千円
支給実績（令和３年度決算）	８，５４３千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	２５９千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

（4）その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度算）	支給職員１人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外の扶養親族 6,500円 扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度初めから満22歳に達する日以後の年度末まで子1人につき 5,000円加算	同	－	千円 5,308	円 331,722
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額 16,000円 最高支給限度額 28,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 1.の1/2 3.単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家、借間 制度なし	同 同 異	国は3.単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家借間 は1.の1/2支給	1,844	204,789
通勤手当	1.交通機関の利用者 定期券等の価格による一括支給、最高限度額55,000円 2.自動車等利用者 片道2ｋｍ以上から60ｋｍ以上までの細分化、最高支給限度額24,500円	同	－	4,400	183,295
管理職手当	課長及び相当職に当たる職員 32,000円・24,600円	同	－	3,173	396,600
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員	同	－	－	－

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	村長	698,000円 （　　円）	846,800円／528,000円
	副村長	607,000円 （　　円）	677,700円／478,000円
報酬	議長	300,000円 （　　円）	318,000円／203,000円
	副議長	240,000円 （　　円）	300,000円／130,000円
	議員	220,000円 （　　円）	251,000円／109,000円
期末手当	村長 副村長	（令和４年度支給割合） 3.10月分	
	議長 副議長 議員	（令和４年度支給割合） 3.10月分	
退職手当	村長 副村長	（算定方式） 給料698,000×500/100×任期４年 給料607,000×300/100×任期４年	（１期の手当額） （支給時期） 任期ごと 任期ごと
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門 ＼ 区分			職員数 令和４年	職員数 令和５年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務	10	9	△１	
		税務	2	2		
		農林水産	5	4	△１	
		商工	2	1	△１	
		土木	4	6	2	
		民生	11	11		
		衛生	2	2		
		計	37	36	△１	＜参考＞ 人口１万任当たり職員数　299.25人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　199.72人）
	教育部門		8	8		
	小計		45	44	△１	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　365.75人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　235.95人）
公営企業等会計部門	その他		0	0		
	小計		0	0		
合計			45 [48]	44 [48]	△１ [　　]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　365.75人

（各年４月１日現在）

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

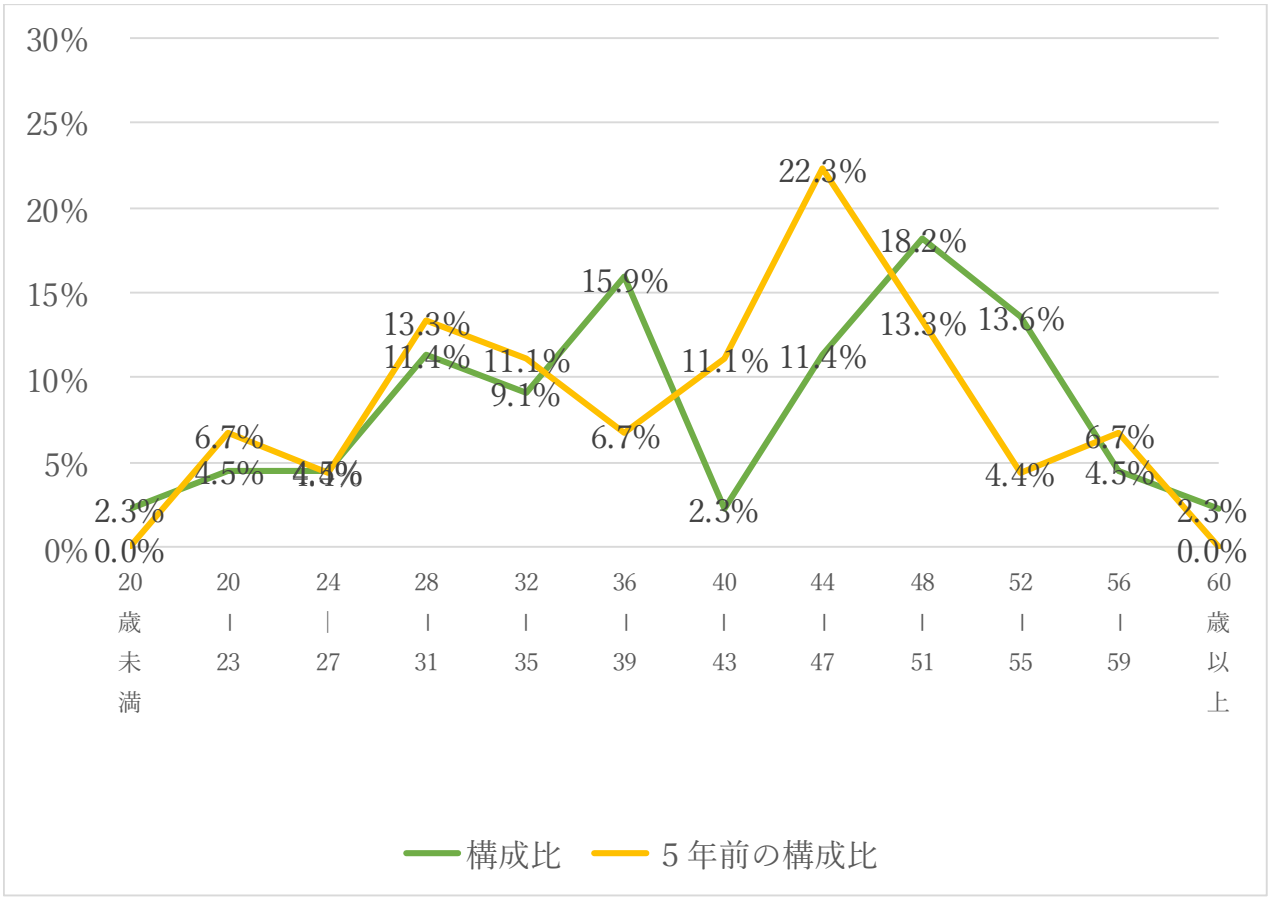

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 2	人 2	人 5	人 4	人 7	人 1	人 5	人 8	人 6	人 2	人 1	人 44

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度／部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	37	35	36	37	37	36	△1（ 5%）
教育	7	9	9	8	8	8	△1(25%)
普通会計計	44	44	45	45	45	44	0（ 0%）
公営企業等会計計	1	1	0	0	0	0	△1（ 0%）
総合計	45	45	45	45	45	44	△1（ 7%）

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。